

倉吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市条例第17号

倉吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

倉吉市職員の給与に関する条例（昭和28年倉吉市条例第30号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第3条関係） 等級別基準職務表		別表第2（第3条関係） 等級別基準職務表	
職務の級	標準的な職務	職務の級	標準的な職務
1級～5級 略		1級～5級 略	
6級	1 <u>事務局長、会計管理者、 局長、課長、所長、主査又は 検査専門監</u> の職務	6級	1 課長、所長、 <u>局長又は主 査</u> の職務
	2 略		2 略
7級・8級 略		7級・8級 略	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。